

令和4年度 届出を要する食品関係営業施設の監視指導状況

業種・ランク		区分	監視対象施設数	監視目標数	監視実施施設数	監視率
集団給食施設		B	5	5	0	0%
		C	167	84	37	44%
		D	95	16	17	106%
計			267	105	54	51%

業種・ランク		区分	監視対象施設数	監視実施施設数
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業 (包装済み魚介類のみの販売)	E	48	8
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	E	63	12
	乳類販売業	E	133	13
	氷雪販売業	E	3	0
	カップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	E	106	10
販売業	弁当販売業	E	12	0
	野菜果物販売業	E	155	8
	米穀類販売業	E	27	3
	通信販売・訪問販売による販売業	E	18	0
	コンビニエンスストア	E	174	31
	百貨店・総合スーパー	E	122	167
	自動販売機による販売業 (カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	E	105	4
	その他の食料・飲料販売業	E	255	123
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	E	2	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	E	3	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	E	9	1
	農産保存食料品製造・加工業	E	139	3
	調味料製造・加工業	E	21	2
	糖類製造・加工業	E	19	0
	精穀・製粉業	E	21	2
	製茶業	E	109	2
	海藻製造・加工業	E	6	2
	卵選別包装業	E	6	2
その他の食料品製造・加工業	E	770	21	
第68改正法による改正後の法 用されるものをきむ。	商行	E	42	2
	器具・容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	E	14	0
	露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	E	0	-
	その他	E	10	0
計			2,392	416

業種・ランク		区分	監視対象施設数	監視目標数	監視実施施設数	監視率
過去2年間に行政処分を受けた		A	1	2	0	0%